

使用料規程の新旧対照表

(傍線は変更部分)

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 本約款において、各利用許諾の意義は、次のとおりとする。</p> <p>「<u>コマーシャル送信用録音に関する利用許諾</u>」とは、<u>放送、有線放送又はインタラクティブ配信</u>においてコマーシャルに利用することを目的として、著作物を複製し、又はそれらの複製物により頒布若しくは譲渡することの許諾をいう。</p> <p>「<u>インタラクティブ配信に関する利用許諾</u>」とは、著作物を、放送及び有線放送以外の方法により公衆送信し、これを伝達し、又は公衆送信に伴い複製し、その他公衆送信に伴って著作物を利用することの許諾をいう。ただし、<u>に該当するものは除く。</u></p> <p>「<u>放送に関する利用許諾</u>」とは、<u>放送及び当該放送用の録音に著作物を利用することの許諾をいう。ただし、に該当するものは除く。</u></p> <p>「<u>有線放送に関する利用許諾</u>」とは、<u>有線放送及び当該有線放送用の録音に著作物を利用することの許諾をいう。ただし、に該当するものは除く。</u></p> <p>(利用許諾の区分)</p> <p>第3条 著作物の利用許諾は、次の区分によるものとする。</p> <p>コマーシャル<u>送信用録音</u>に関する利用許諾</p> <p>(ゲームソフトに関する利用許諾)</p> <p>第7条 ゲームソフトに関する利用許諾の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。</p> <p>ただし、委託者の同意があるときは、利用許諾契約において上記使用料率を下回る料率を定めることができる。</p> <p>(インタラクティブ配信に関する利用許諾)</p> <p>第8条 インタラクティブ配信に関する利用許諾の使用料は、次の計算式によって算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 本規程において、各用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>「<u>コマーシャル放送用録音に関する利用許諾</u>」とは、<u>放送又は有線放送</u>においてコマーシャルに利用することを目的として、著作物を複製し、又はそれらの複製物により頒布若しくは譲渡することの許諾をいう。</p> <p>「<u>インタラクティブ配信に関する利用許諾</u>」とは、著作物を、放送及び有線放送以外の方法により公衆送信し、これを伝達し、又は公衆送信に伴い複製し、その他公衆送信に伴って著作物を利用することの許諾をいう。ただし、<u>業務用通信カラオケ(著作物を、カラオケ施設又は社交場等の事業者において歌唱させるため、カラオケ用データベースに固定し、当該事業所に設置された端末機械等に公衆送信し、及び当該端末機械等に固定すること。)</u>に該当するものは除く。</p> <p>「<u>放送に関する利用許諾</u>」とは、<u>放送及び当該放送用の録音(コマーシャル音楽として録音する場合を除く。)</u>に著作物を利用することの許諾をいう。</p> <p>「<u>有線放送に関する利用許諾</u>」とは、<u>有線放送及び当該有線放送用の録音(コマーシャル音楽として録音する場合を除く。)</u>に著作物を利用することの許諾をいう。</p> <p>(利用許諾の区分)</p> <p>第3条 著作物の利用許諾は、次の区分によるものとする。</p> <p>コマーシャル<u>放送用録音</u>に関する利用許諾</p> <p>(ゲームソフトに関する利用許諾)</p> <p>第7条 <u>ゲームソフトに関する利用許諾</u>に関する利用許諾の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。</p> <p>ただし、委託者の同意があるときは、利用許諾契約において上記使用料率を下回る料率を定めることができる。</p> <p>(インタラクティブ配信に関する利用許諾)</p> <p>第8条 インタラクティブ配信に関する利用許諾の使用料は、次の計算式によって算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。</p>

使用料規程の新旧対照表

(傍線は変更部分)

<p>ただし、委託者の同意があるときは、利用許諾契約において上記使用料率を下回る料率を定めることができる。</p> <p>(2)データを受信側のプリンターで印刷することができないストリーム形式の場合は、当分の間 <u>の(1)(2)(3)および(4)の規定を適用するものとする。</u></p> <p><u>2 第8条1項 から にかかわらず、コマーシャル送信用録音の許諾を得たコマーシャルをストリーム形式またはダウンロード形式により配信する場合で、使用料を広告関係事業者が支払うときの月額使用料は、著作物の利用の目的およびその他の事情に応じて利用者と協議のうえ、その使用料の額または率を定めることができる。</u></p> <p>(コマーシャル送信用録音に関する利用許諾)</p> <p>第10条 コマーシャル送信用録音に関する利用許諾の使用料の額は、委託者が定めるものとする。</p>	<p>ただし、委託者の同意があるときは、利用許諾契約において上記使用料率を下回る料率を定めることができる。</p> <p>(2)データを受信側のプリンターで印刷することができないストリーム形式の場合は、当分の間 <u>の(1)(2)の規定を適用するものとする。</u></p> <p>新規追加</p> <p>(コマーシャル放信用録音に関する利用許諾)</p> <p>第10条 コマーシャル放信用録音に関する利用許諾の使用料の額は、委託者が定めるものとする。</p>
--	--